

令和元年第2回定例会12月議会提出議案概要書(2)

議 案 目 録

- 議案第 68 号 明石市職員の給与に関する条例及び明石市立学校職員の
給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 69 号 明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営
企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正
する条例制定のこと

1 要 旨

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給率及び住居手当の上限額を引き上げようとするもの。

2 内 容

(1) 給料表の改定（給料水準を平均0.1%引上げ）

(2) 勤勉手当の支給率の引上げ（100分の5の引上げ）

ア 令和元年度12月期

（現行）100分の92.5 → （改正）100分の97.5

イ 令和2年度6月期以降

（現行）100分の97.5 → （改正）100分の95

(3) 住居手当の上限額の引上げ

（現行）27,000円 → （改正）28,000円

3 施行期日

公布の日から施行し、2の(1)は平成31年4月1日から、2の(2)アは令和元年12月1日から適用する。ただし、2の(2)イ及び(3)は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 6 9 号

明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営
企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正
する条例制定のこと

1 要 旨

人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げようとするもの。

2 内 容

期末手当の支給率の引上げ（100分の5の引上げ）

（1）令和元年度12月期

（現行）100分の220 → （改正）100分の225

（2）令和2年度6月期以降

（現行）100分の225 → （改正）100分の222.5

3 施行期日

公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、2の（2）は、令和2年4月1日から施行する。